第3章

基本目標と施策の展開

基本目標 1 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

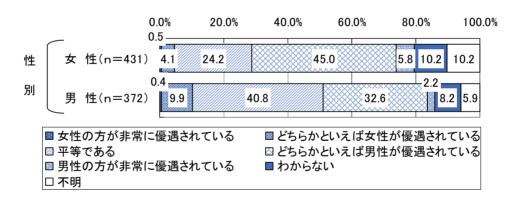
主要施策1. 制度や慣習の見直しと意識啓発の促進

■現状と課題

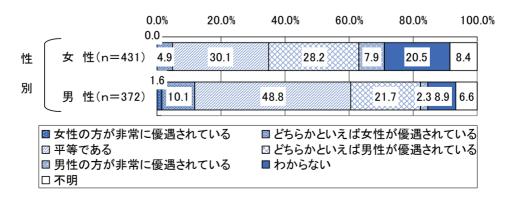
これまで男女共同参画社会の推進に関しては、各種法制度の整備を初めとして、国、 県、各市町村それぞれに様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、本市が 平成 17 年度に実施した「宇城市男女共同参画市民意識調査」の結果からも、地域活動・社会活動の場、法律や制度、社会通念・慣習・しきたりなど、地域における様々な分野の中で、未だに男性の優遇感が強い傾向がみられます。

男女共同参画の推進にあたっては、このような状況に鑑み、まず私たちの身近な場所で、固定的な性別役割分担意識や男女間の格差について検討や見直しを行っていくことが必要です。そのために、今後は市民一人ひとりに対する意識啓発を進めていくとともに、市の業務の中で、固定的な観念・役割分担、男女間格差がないか検証し、業務の見直しを進めていきます。

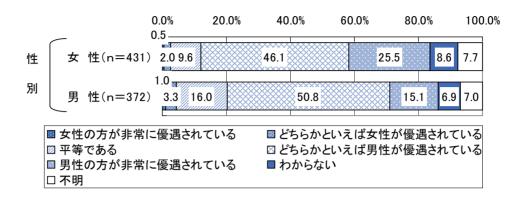
●地域活動・社会活動の場では



●法律や制度の上では



●社会通念・慣習・しきたりなどでは



資料:平成17年度 宇城市男女共同参画市民意識調査



施策の方向性 🚺



(1)市民に対する意識啓発

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
パートナーシップ・セミナー (講演会、講座の実施を通した、固定的な性別役割分業意識の解消などの、意識啓発)	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、セミナー・講演会を開催する。 一般市民を対象にしたセミナーに加え、各種団体への講演会も実施する。	継続	人権啓発課
パートナーシップ・ フェスティバル	男女共同参画での人づくり、地域づくりを目指して、広く一般市民に向けて、講演会の開催や懇話会委員による寸劇・各種展示を行い、啓発する。	継続	人権啓発課
広報紙による啓発 活動	市広報「うき」にパートナーシップ通信コーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載する。また、宇城市ホームページでも周知・啓発を行う。	継続	人権啓発課 広報統計課
啓発資料等情報提 供	男女共同参画に関する啓発ビデオ等関連教材 や機材の貸し出しを行う。	継続	人権啓発課 生涯学習課
啓発資料の作成	パンフレット・チラシ・冊子等の作成・配布により、市民の意識向上を図る。 条例制定などを市民に知らせるため、啓発資料の作成に取り組む。	新規 (平成 19 年度)	人権啓発課
慣習・慣行の見直し	従来から当たり前のように男性上位の分野である、地域活動や家庭生活の中の慣習・慣行の見直しを進めるため、セミナーや講演会などの機会を捉えて啓発する。	継続	関係課
宇城うきわくわく塾	人権や健康などさまざまな分野の講座を開催し、「出会い」、「触れ合い」、「学び合い」を基本に、学級生の自己研鑚・生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として開催する。 今後、男性も気軽に参加でき、受講生自らが企画運営できる体制づくりを行う。	継続	生涯学習課

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
公民館講座	女性も男性も自立し、ともに仲良く生きることができる社会を築くため、市民を対象に、自己の向上、仲間作り、生活面の向上を図り、男女平等意識を高め合う講座を開催する。 〇誰もが気軽に受講でき、意欲を持って社会参画ができるような講座を開催する。	継続	生涯学習課 各教育分室
図書の充実と情報 提供	情報提供のため、「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・リストの作成を関係課と検討する。 豊野図書館にある「人権教育に関する蔵書コーナー」の関連蔵書集約を検討する。	新規 (平成 19 年度)	中央図書館
文化ホール自主文化事業	松橋及び小川の文化ホールを利用し、音楽、演劇、舞踊等の優れた芸術文化に、子育て中でも気軽に触れる機会を提供するため、託児付きの自主事業として実施する。 市民の文化意識の高揚を図るとともに、機会を捉えて男女共同参画社会について啓発する。	継続	文化課



(2) 市業務の見直し

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
女性職員の職域拡 大及び男女の固定 的な業務分担の見 直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による 固定的な業務分担にならないよう、管理監督者 への啓発を行うなど、市役所が率先して男女が 平等に働ける職場環境づくりを進める。 〇行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣 行的職員配置を見直し、人事異動や課内部で の職務分担の変更を進める。 〇男女共同参画の意義を研修し、これまでの固 定観念にとらわれず事務を担当する等の意識 改革を促す。	継続	本庁総務課市民センター・各支所総務課
宇城市総合計画に 基づく各種計画策 定	男女共同参画社会基本法の理念を具体化する 施策を盛り込んだ各種計画を策定する。	継続	企画課
人権啓発推進員の 設置	市行政の各部署に「人権啓発推進員」を設置し、 各部署での実態、取り組みの進捗状況等を確認 していく。	新規 (平成 19 年度)	人権啓発課
市で発行する広報 紙やパンフレット等 における表現への 配慮	広報紙を始めとする市の発行物では、性差別を助長するような文章表現や写真・絵・イラストなどを掲載しないよう配慮し、人権尊重の視点に立った印刷物を作成し、発行する。	継続	関係課
刊行物ガイドライン の作成	市が発行する刊行物全般に対するガイドライン のマニュアルを作成し啓発する。	新規 (平成 19 年度)	人権啓発課

主要施策2. 政策や方針決定の場への男女共同参画推進

■現状と課題

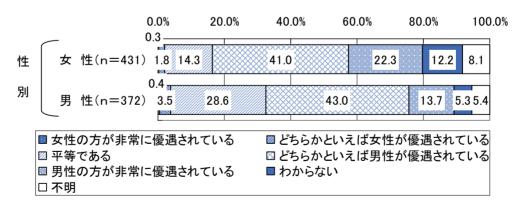
男女共同参画社会基本法には、「政策等の立案及び決定への共同参画」の必要性がうたわれており、この分野への女性の進出が緊急の課題となっています。国では 2020年までに、社会の各分野の指導的地位に占める女性の割合を 30%登用の目標を掲げています。

本市においては、平成 18 年4月現在、市役所の管理職に対する女性の登用状況は 8.6%に留っており、このほか地方自治法に基づく審議会の女性登用率は広域の審議 会では3割に達しているものの、広域の審議会を除くと 23.1%、地方自治法に基づく 委員会等では女性委員が存在しないものも多く、市の政策・方針決定過程に女性の参画を進めることが重要な課題となります。

また、行政の政策決定だけでなく、地域の様々な活動での女性の進出やその意見の 反映は、男女共同参画の視点に留らず、それぞれの個性を活かしたまちづくりを進め ていく観点からも重要なものとなります。

こうした考え方を基に、本市ではこれからも市の政策や方針決定の場へ女性の登用を進めていくとともに、広く地域活動の中でもリーダーシップをとって意見を反映させていくことのできる女性リーダーの育成について支援を行っていきます。

●政治の場では



資料: 平成 17 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

■市役所における女性の登用状況

①宇城市管理職登用状況(平成 18 年4月 19 日現在)

役 職	総数(人)	女 性(人)	登 用 率
部長級	9	0	0.0%
次長級	14	1	7.1%
課長級	70	7	10.0%
計	93	8	8.6%
係長級	169	50	29.6%
合計	262	58	22.1%
職員全体(特別職を除く)	655	276	42.1%

②地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等数		委員総数(人)		女性の 割合
		うち女性委員 のいる 審議会数		うち 女性委員数	刮口
広域の審議会を除く審議会	24	19	368	85	23.1%
広域の審議会	1	1	62	19	30.6%

③地方自治法(第 180 条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

	委員会	委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 割合
1	教育委員会	5	0	0.0%
2	選挙管理委員会	5	0	0.0%
3	人事委員会	_	_	_
4	監査委員	3	0	0.0%
5	農業委員会	27	3	11.0%
6	固定資産評価審査委員会	5	0	0.0%

資料:宇城市



施策の方向性



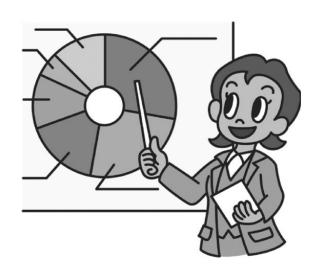
(1) 女性リーダーの育成支援

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
女性人材の育成	女性団体等のネットワークづくりや学習会などの 実施を通して、意思決定の場に参画できる女性 の人材や地域リーダーを育成する。	新規 (平成 19 年度)	人権啓発課
男女共同参画を推 進するリーダーの 育成	一般市民による、地域に密着した『男女共同参画社会づくり』を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援する。	継続	人権啓発課

(2) 行政への女性の積極的登用

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	現在 197 行政区のうち女性の嘱託員は3人(1.5%)とかなり低い数字なので、今後は嘱託員会議等で、行政区役職への女性登用を働きかける。	継続	本庁総務課 市民センター・ 各支所 総務課
女性職員の管理職 への登用推進及び 職員研修の充実	女性職員の政策立案研修などへの参加を推進、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験制度の導入を検討する。 男女共同参画の視点に立った職員研修を行う。	継続	本庁総務課
女性職員の職域拡 大及び男女の固定 的な業務分担の見 直し	男女均等な職務経験の付与に努め、従来の慣行的職員配置を見直し、人事異動や課内部での職務分担の変更を進める。性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行い、市役所が他のモデルとなるよう、率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進める。	新規 (平成 19 年度)	本庁総務課市民センター・各支所総務課

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
地域審議会への女性の登用推進	地域審議会は、合併によって住民の意見が市の施策に反映されにくくなるとの懸念から、新市の施策全般に関し住民の意見が反映できるよう市長の諮問機関として設置している。 女性の意見を反映させるため女性の登用を進める。	継続	本庁総務課 市民センター・ 各支所 総務課
あらゆる分野への 男女共同参画の推 進	各種審議会·委員会等への女性登用を積極的 に推進し、30%の目標を達成する。	継続	関係課
女性人材リストの作成	各種学習会などの実施を通し女性の人材を育成し、人材リストを作成する。	新規 (平成 20 年度)	人権啓発課



主要施策3. 新たな分野での男女共同参画

■現状と課題

平成17年に閣議決定された男女共同参画基本計画(第2次)では、男女共同参画 社会基本法の理念を踏まえ、近年の社会経済情勢の変化の中で、これまでの計画で掲 げられてきた分野以外でも、男女共同参画の視点に立って、新たに立案・実施するこ とが求められている分野があることが指摘されています。

本市では、これまで国際的協調の基に進められてきた推進施策の趣旨に鑑み、今後 も国際的視野に立った男女共同参画のための施策推進と、これまで女性の意見・視点 が十分に反映されてこなかった、地域づくり、まちづくりなど、新たな分野における 男女共同参画を進めていきます。



施策の方向性



(1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
国際的視野に立っ た男女共同参画学 習会の実施	男女共同参画講座や講演会開催にあたって、国際的な視野に立った企画を計画する。	新規 (平成 19 年度)	人権啓発課
国際理解教育特区	21世紀の国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ち、国際感覚を備えた「強くて優しい」児童生徒の育成を目指す。 〇小・中学校9年間を通して、「英会話科」(うきうきイングリッシュ)の創設、総合的な学習の時間の中での「伝統・食文化の時間」の実施。 〇中学校選択教科での中国語の新設を重点項目に掲げ、教育課程の編成を行う。 〇ALTを活用した授業について検討する。	継続	学校教育課
ALT英会話教室	外国人教師による英会話教室を通して、自然な形で英語に慣れ親しむことにより、異文化に対する理解を促し、21世紀の国際社会に貢献できる心身ともに豊かで知性あふれ、個性に満ちた子どもの育成を目標に、国際理解教育を実施する。 外国人教師の指導のみに留らず、日常的な保育の中で実施していく。	継続	三角幼稚園

(2)新たな分野への女性の進出

具体的施策	取り組み内容	実施区分	担当課
地域提案型雇用創造促進事業	起業・創業に必要な知識や情報を提供することにより、地域に密着したコミュニティビジネスなどの起業・創業を促し、新しい働き方を目指す男女に対し経済的自立を支援する。 〇起業・創業に意欲のある人を対象に、創業に必要な事業計画の作成方法や、創業してからの販路開拓、経理事務、労務管理など基礎的知識の修得を目的とした「起業支援セミナー(仮称)」を開催する。 〇対象者は起業・創業を目指す学生、失業者、主婦、定年退職者など幅広い層に参加を促す。 〇将来的にも、持続的で経済自立した事業活動としていくため、法人化、企業化を促進する取り組みを検討する。	新規 (平成 19 年度)	雇用対策課

